

平成24年(2012年)4月1日から

# 北海道水資源の保全に関する条例

が施行されています。

## — 「北海道水資源の保全に関する条例」 制定の目的 —

北海道の豊かで清らかな水は、先人から受け継いだ道民のかけがえのない財産です。

この水を、持続的に利用し、次の世代に引き継いでいくため、道や市町村、事業者の方、道民の皆さんが、それぞれの役割を認識し、一体となって、北海道の水資源の保全に取り組んでいく必要があります。

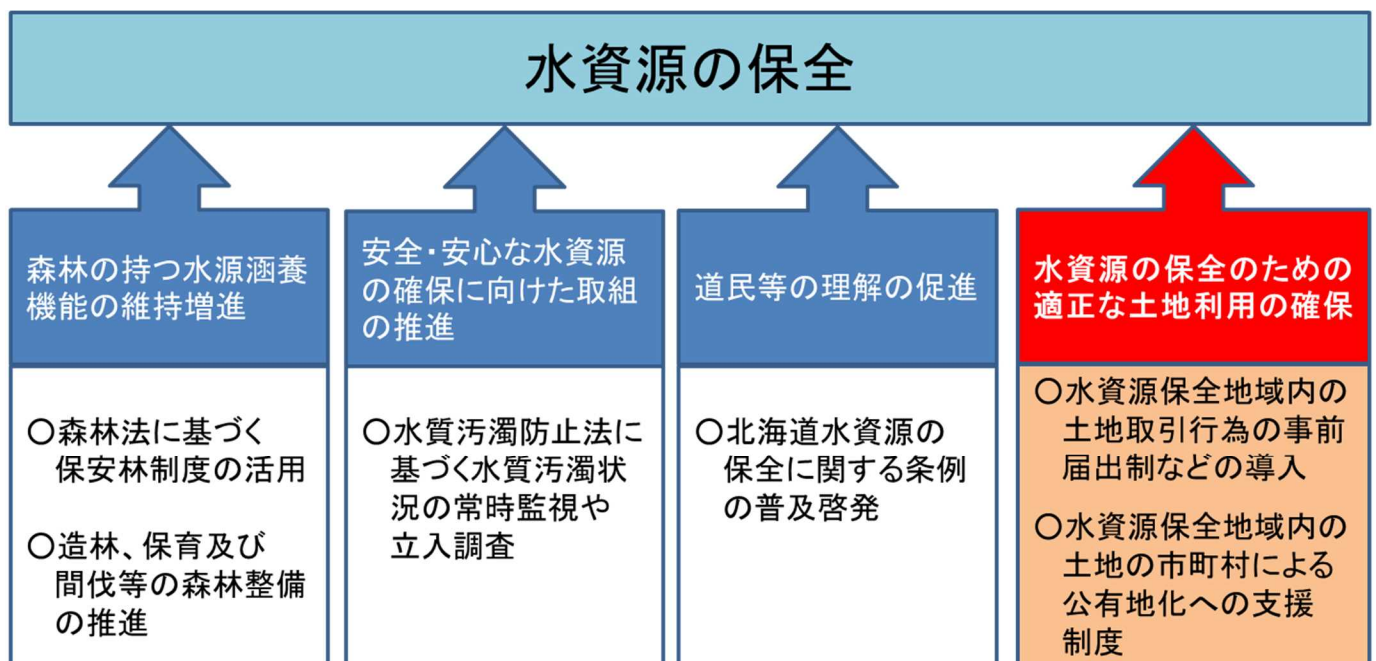
この条例では、北海道の水資源の保全のため、水源周辺の土地が適正に利用されることなどを目指します。

## ◆北海道水資源の保全に関する条例の主な内容◆

- 水資源を保全するため、それぞれの責務を定めます。

道の責務	事業者の責務	土地所有者等の責務	道民の責務
水資源の保全に関する施策を総合的に実施	事業活動を行うに当たっての水資源保全への配慮や道の施策への協力	水資源保全のため適正な土地利用への配慮や道の施策への協力	水資源の保全に対する理解等や道の施策への協力

- 水資源を保全するため、関係する施策を総合的に推進します。



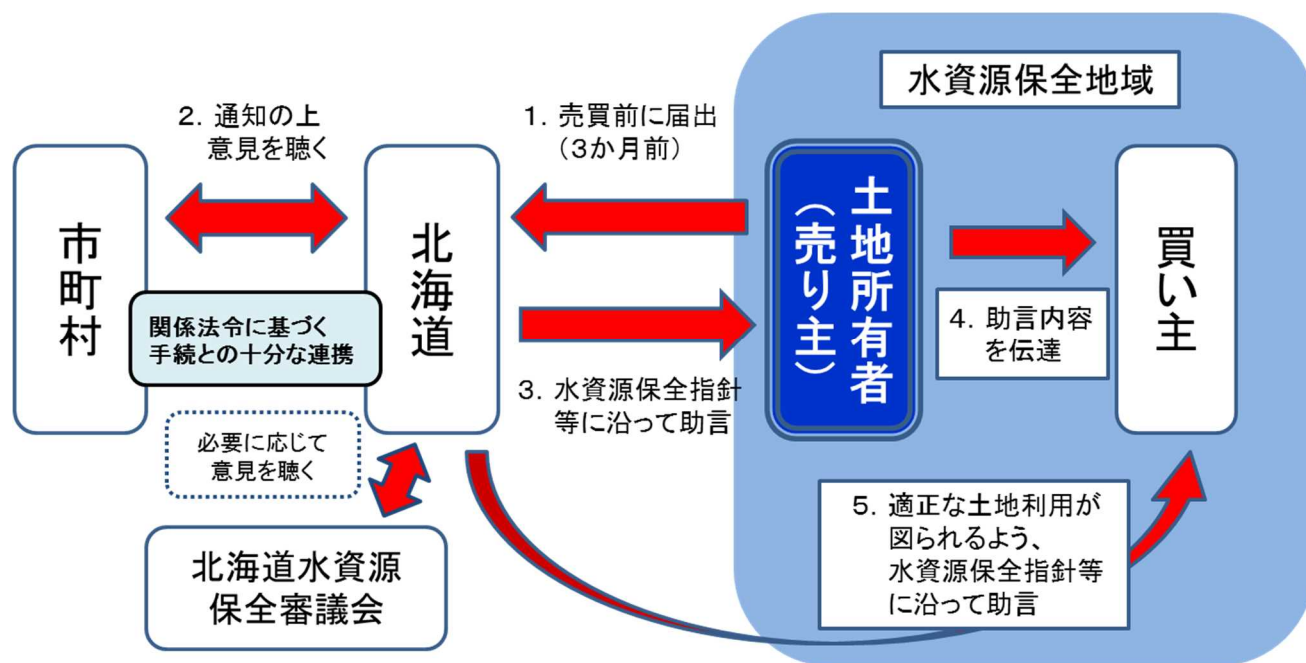
## <事前届出制>

- 水資源保全地域内に土地を所有している方などが、その土地の権利を移そうとするときは、**契約締結の3月前までに**、その土地の所在地を管轄する道の総合振興局・振興局に**届出が必要**となります。

届出面積の基準はありませんので、移転の面積が小さくても、届出が必要です。

なお、水資源保全地域以外の土地の権利の移転については、本条例の届出の対象外となります。

ご不明な点がございましたら、土地の所在地を管轄する総合振興局・振興局にお尋ねください。



- 届出を受けた道は、市町村の意見等を聴いた上で、届出された方に助言を行います。助言を受けた方は、土地の権利の移転等の相手方に、助言の内容を伝達していただくことになります。

### 【お問い合わせ先】

※詳しくは、土地の所在地を管轄する北海道の各総合振興局・振興局にお問い合わせください。

担当部課名	住所	電話番号(直通)
空知総合振興局 地域創生部地域政策課	岩見沢市8条西5丁目	(0126) 20-0030
石狩振興局 地域創生部地域政策課	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館	(011) 204-5815
後志総合振興局 地域創生部地域政策課	虻田郡倶知安町北1条東2丁目	(0136) 23-1341
胆振総合振興局 地域創生部地域政策課	室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	(0143) 24-9567
日高振興局 地域創生部地域政策課	浦河郡浦河町栄丘東通56	(0146) 26-9077
渡島総合振興局 地域創生部地域政策課	函館市美原4丁目6-16	(0138) 47-9429
檜山振興局 地域創生部地域政策課	檜山郡江差町字陣屋町336-3	(0139) 52-6481
上川総合振興局 地域創生部地域政策課	旭川市永山6条19丁目	(0166) 46-5914
留萌振興局 地域創生部地域政策課	留萌市住之江町2丁目1番地2	(0164) 42-8421
宗谷総合振興局 地域創生部地域政策課	稚内市末広4丁目2-27	(0162) 33-2524
オホーツク総合振興局 地域創生部地域政策課	網走市北7条西3丁目	(0152) 41-0620
十勝総合振興局 地域創生部地域政策課	帯広市東3条南3丁目	(0155) 27-8521
釧路総合振興局 地域創生部地域政策課	釧路市浦見2丁目2番54号	(0154) 43-9143
根室振興局 地域創生部地域政策課	根室市常盤町3丁目28番地	(0153) 23-6817

(作成) 北海道総合政策部計画局土地水対策課水資源保全係

札幌市中央区北3条西6丁目 (011) 204-5178

ホームページ: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/mizusigen/mizusigen.html>